鎌倉市立学校における
学習者中心の学びを実現する働き方改革推進計画
アクションプラン

令和８年８月

鎌倉市教育委員会

目　　次

１　計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・６

５　関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・９

１　計画の趣旨、現状

このアクションプラン（以下「本プラン」という。）は、令和７年６月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第８条において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられ、令和８年４月から施行されることに伴い、鎌倉市立学校における働き方改革の実効性を高め、取組を加速化させるために策定するものです。

なお、実施計画の策定にあたっては、国から示された指針「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、本市の実情を踏まえる必要があることから、令和７年３月に改定された神奈川県指針や、国の参考例に沿って本プランを定めるものとします。

また、実施計画は、他の計画と一体として作成することが可能とされています。本市では、鎌倉市教育大綱に定められた理念を、学校教育から生涯学習まで横断的に政策を推進していくことを目指して、令和７年 12 月に鎌倉市教育振興基本計画を策定しており、各種政策を分かりやすく整理するとともに、計画の管理を効率化し、全体の政策を束ねることとして、当該実施計画を兼ねるものとしています。そして、本プランにおける取組は、鎌倉市教育大綱を実現するための政策として整理し、総合教育会議への報告や公表等を行うこととします。

これまで本市教育委員会では、教職員が生き生きと働くことができる職場づくりを進め、子どもたちと向き合う時間を確保することにより、子どもたちの健やかな育ちにつながるよう、教職員の負担軽減を目指して、平成 30 年２月に「鎌倉市学校職場環境改善プラン（以下「プランⅠ」という。）」を、令和３年度からは「鎌倉市学校職場環境改善プランⅡ（以下「プランⅡ」という。）」を策定し、出退勤時刻の管理、夜間の留守番電話の設定、調査・報告依頼の精選、夏季休業中の閉校日設定、給食会計事務見直しなどの働きやすい職場づくりに向けた環境改善等に取り組んできました。

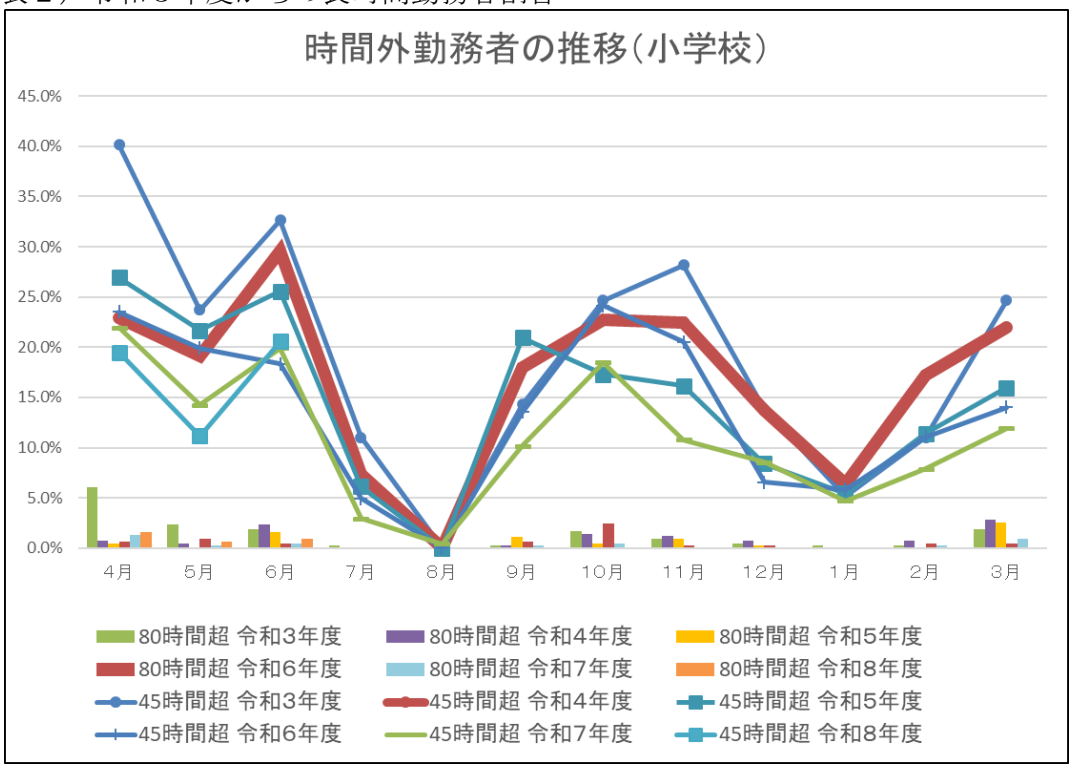
令和４年度に教職員に対して実施したプランⅡの実施効果アンケートの結果からは、自宅での業務のほか、部活動における地域移行や校務のアウトソーシングを望む声が多く、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る３分類」に関する担い手の問題を把握したことから、プール・ロスナイ清掃の委託、部活動サポーターの導入、教育法務専門監の設置など、更なる取組を推進してきました。

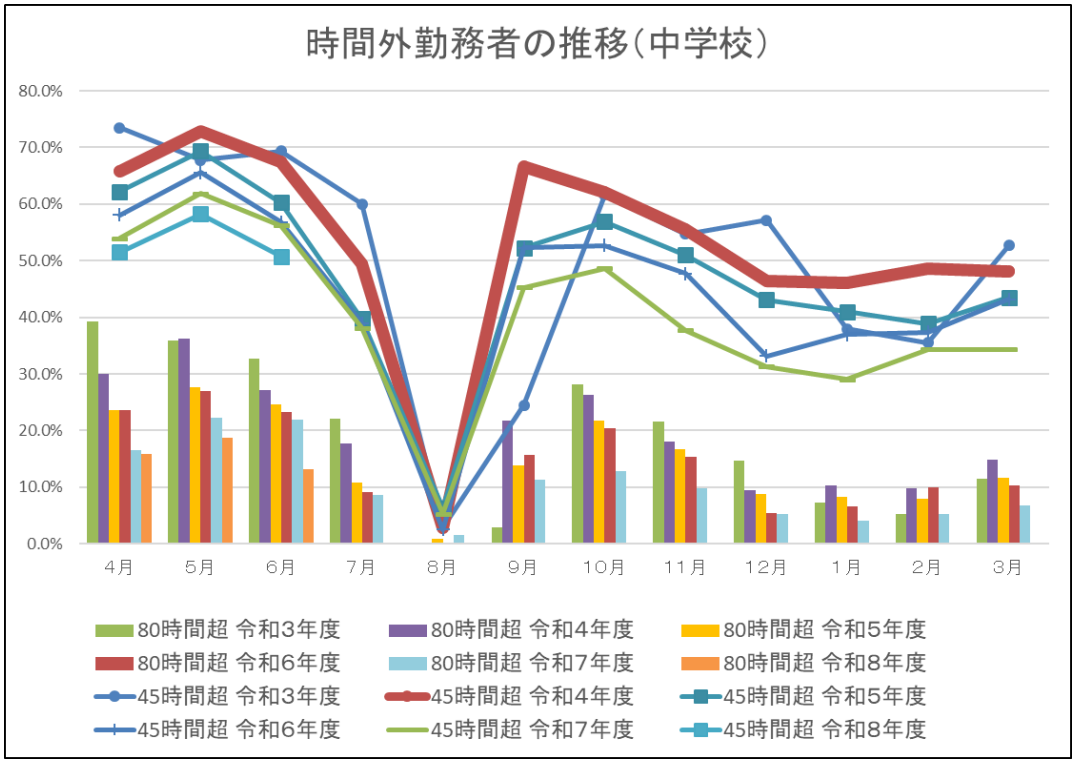
教職員、学校訪問産業医及び市職員で構成する「鎌倉市立学校教職員安全衛生協議会（以下「協議会」という。）」において、本市の状況を踏まえた様々な取組を進めてきたところ、校務支援システムによる出退勤管理で集計した長時間勤務者の割合が着実に減少し、年次休暇の取得状況も改善されています。

（表１）働きやすい職場づくりの取組状況

プランⅠ	プランⅡ
・校務支援システムによる出退勤時刻の管理 ・夏季休業中の閉校日の設定 ・夜間留守番電話の設定 ・小中学校全校の普通教室に冷房設備設置 ・部活動の休養日の設定 ・職印が必要な文書の精選 ・学校トイレの改修計画前倒し ・学校訪問産業医の設置 ・ストレスチェックの実施 ・衛生懇談会の確認	・スクール・サポート・スタッフの全校配置 ・給食会計の公会計化 ・ＩＣＴ導入による印刷業務や採点業務の軽減 ・給食室等の冷暖房設備の設置 ・校務支援システムによる、出欠席管理や成績処理等の事務効率化 ・市費による人的支援の拡充（学級介助員、非常勤講師、スクールソーシャルワーカー） ・ＩＣＴ支援員の設置 ・プール・ロスナイ清掃の委託 ・教育法務専門監の設置 ・文科省「学校における働き方改革推進事業」による伴走支援 ・健康診断項目の見直しと拡充検討 ・部活動サポーターの設置 ・市費負担教員制度の創設

（表２）令和３年度からの長時間勤務者割合





（表３）時間外在校等時間の状況（令和６年度比較）

（県内市町村立学校の数値は、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針の目標達成状況」から引用しています。）

	鎌倉市立学校				県内市町村立学校			
	１か月あたり45時間を超えた教員の割合		１か月あたり80時間を超えた教員の割合		１か月あたり45時間を超えた教員の割合		１か月あたり80時間を超えた教員の割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
４月	24.3%	59.9%	0.7%	24.6%	37.4%	59.7%	6.3%	21.7%
５月	20.8%	68.1%	0.9%	28.0%	36.1%	58.7%	4.9%	19.3%
６月	18.9%	59.1%	0.5%	24.1%	32.9%	53.2%	3.9%	16.2%
７月	5.2%	40.5%	0.0%	9.5%	13.0%	33.8%	0.6%	5.8%
８月	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	1.4%	1.3%	0.1%	0.1%
９月	14.1%	53.9%	0.7%	16.4%	24.5%	46.0%	2.3%	11.5%
10月	25.2%	54.3%	2.6%	21.1%	35.4%	52.5%	5.3%	16.0%
11月	21.4%	49.6%	0.2%	15.9%	27.8%	42.6%	2.9%	10.3%
12月	6.8%	34.5%	0.2%	5.6%	14.2%	27.1%	0.7%	2.9%
１月	6.1%	38.4%	0.0%	6.9%	14.8%	30.6%	0.8%	3.8%
２月	11.5%	38.4%	0.5%	10.3%	22.4%	34.2%	1.8%	6.0%
３月	14.6%	43.5%	0.5%	10.8%	22.2%	34.6%	2.9%	7.6%
平均	14.1%	45.2%	0.6%	14.4%	23.6%	39.6%	2.7%	10.1%

時間外在校等時間の状況（令和７年度比較）

（県内市町村立学校の数値は、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針の目標達成状況」から引用しています。）

	鎌倉市立学校				県内市町村立学校			
	１か月あたり45時間を超えた教員の割合		１か月あたり80時間を超えた教員の割合		１か月あたり45時間を超えた教員の割合		１か月あたり80時間を超えた教員の割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
４月	22.6%	54.7%	1.4%	16.8%	36.3%	57.6%		
５月	14.6%	63.3%	0.2%	23.0%	31.2%	54.5%		
６月	20.5%	57.8%	0.5%	22.7%	33.8%	55.0%		
７月	3.1%	39.5%	0.0%	9.0%	11.1%	31.3%		
８月	0.2%	5.5%	0.0%	1.6%	0.1%	1.8%		
９月	10.3%	46.9%	0.2%	11.7%	23.5%	46.1%		
10月	18.7%	50.0%	0.5%	13.3%	32.0%	51.3%		
11月	11.2%	39.1%	0.0%	10.2%	18.8%	36.0%		
12月	8.9%	32.4%	0.0%	5.5%	16.1%	29.9%		
１月	4.9%	30.1%	0.0%	4.3%	11.4%	27.1%		
２月	8.2%	35.5%	0.2%	5.5%	18.1%	31.4%		
３月	11.9%	35.2%	0.9%	7.0%	23.0%	35.4%		
平均	11.3%	40.8%	0.3%	10.9%	21.4%	38.2%		

非公開

（表４）年360時間超の割合（令和６年度から調査開始）

	鎌倉市立学校		県内市町村立学校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
令和６年度	33.9%	69.8%	48.2%	56.1%
令和７年度	28.1%	64.5%	40.5%	61.6%

（表５）年次休暇１人あたり年平均取得日数

（県内市町村立学校の数値は、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針の目標達成状況」から引用しています。）

	鎌倉市立学校		県内市町村立学校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
令和２年	10.7日	9.0日	―	―
令和３年	14.3日	9.6日	13.2日	8.4日
令和４年	16.4日	9.6日	15.2日	9.7日
令和５年	16.6日	13.2日	17.0日	12.2日
令和６年	15.9日	12.4日	15.8日	12.1日

（表６）教員の働き方改革に係る意識調査結果

（県内市町村立学校の数値は、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針の目標達成状況」から引用しています。）

	鎌倉市立学校		県内市町村立学校	
	「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合
令和７年度	78.3%	90.8%	79.6%	89.6%

２　目標

令和７年３月に改定された神奈川県指針や、国の指針に沿って、教員の「長時間勤務の是正」とともに「ウェルビーイング（※）の向上」を図るため、次のとおり県・市町村教育委員会共通の目標を設定しています。

※　ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいいます。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教員の割合	０％
	年 360 時間超の教員の割合	０％

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

３　計画の期間

令和８年度から 11 年度までの４年とします。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本プランでは、国が示す「学校と教師の業務の３分類」を踏まえ、本市の実情に応じて、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理しています。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

(ｱ)　郊外の見回り、児童・生徒が補導等された時の対応

○　放課後、特に勤務時間外における校外の見回りについては、学校による対応は原則行わないこととします。

○　児童・生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

(ｲ)　学校徴収金等の徴収・管理

○　給食費については、公会計化するなどにより事業者が徴収・管理を担っていますが、学校徴収金の種目や金額が学校ごとに異なり、一部の教材費などは、地元の店舗や活動場所での支払いに現金が必要な場合もあるため、今でも現金で徴収せざるを得ない状況があることから、直ちに学校徴収金の公会計化を行うことは難しいものの、効率的な徴収・管理のあり方については検討の余地があると考えられます。

○　こうしたことから、当面は、私費会計業務の見直しや、業務アシスタントの活用等により教員の負担軽減に取り組みます。また、学校の中で事務職員等を中心に実施できる体制整備に向け、事務補助スタッフの配置等に加え、出納管理システムの導入について検討します。

(ｳ)　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

○　市教育委員会に配置している教育法務専門監を活用し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られる環境を整備します。

○　勤務時間外における留守番電話機能を導入しています。また、保護者・地域からの相談等を的確に把握するため、勤務時間内の通話録音機能を導入し、教員の負担軽減を図っていきます。

イ　教員以外が積極的に参画すべき業務

(ｱ)　調査・統計等への回答

○　調査内容を毎年度精査し、調査回数の縮減や回答方法の工夫、デジタル技術の活用などによる更なる負担軽減を図ります。

○　事務職員等が取りまとめ役となって実施できるよう、スクール・サポート・スタッフの活用等を検討します。

(ｲ)　学校の広報資料　・ウェブサイトの作成・管理

○　テンプレート等の活用を通じて負担軽減を図るほか、ホームページの管理・運営の支援に教員以外の人材等の活用を進めます。

(ｳ)　ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

○　ＩＣＴに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できるよう、専用のヘルプデスクによる支援を行うほか、システム改修等による負担軽減を検討していきます。

○　児童・生徒アカウント等の管理の負担軽減を図るため、システムの機能改修やマニュアルの改善等を進めます。

(ｴ)　学校プールの管理

○　教員以外の人材等の活用を検討します。

(ｵ)　校舎の開錠・施錠

○　開錠・施錠を特定の教員に集中させず業務分担を見直すことや、外部委託などによる負担軽減について検討します。

(ｶ)　児童・生徒の休み時間における安全への配慮

○　学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、学級介助員など、教員以外の人材等による支援を行っており、引き続き教員の負担軽減を進めます。

(ｷ)　校内清掃

○　教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等の活用を検討します。

(ｸ)　部活動

○　活動時間は学校の実態に応じて、平日の活動は週４日以内、活動時間は２時間程度（16 時開始の学校は 18 時まで）、大会期間を除いた土日の活動は、どちらか１日３時間程度を徹底します。

○　部活動指導員と同等の職務が可能な部活動サポーターの任用を行い、教員以外の単独引率が可能な人的配置を進めます。

○　今後、国から示されるガイドライン改定の趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について、検討していきます。

○　大会運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、中体連等と協議していきます。

ウ　教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ｱ)　授業準備

○　ＩＣＴの活用、教材の共有等を進めるとともに、ＩＣＴ支援員による技術支援や業務アシスタントの活用による負担軽減を進めます。

(ｲ)　学習評価や成績処理

○　校務支援システムや AI ドリル等、教員個人の負担軽減を図るシステムの導入を進めます。

(ｳ)　学校行事の準備・運営

○　児童・生徒の成長に必要な行事に精選し、準備・運営に当たっては、コミュニティ・スクールを活用し、地域と連携した運営を進めるとともに、必要に応じて教員以外の人材等を活用します。

(ｴ)　進路指導の準備

○　校務支援システムを活用し、進路関係資料の作成ができるよう業務の効率化を促します。また、進路関係資料を電子送付することで速やかに通知できるようにします。

(ｵ)　支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

○　教育相談員、スクールソーシャルワーカーが、教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。

○　外国につながりのある生徒への指導・支援について、地域人材等の活用や、ＮＰＯ法人等外部機関との連携を進めます。

（２）学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けた方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

また、本市教育大綱の実現に向け、次期学習指導要領を見据えた研究や授業づくりに教員が取り組めるよう、組織体制の充実を図り、大人もこどもも、誰もが学習者としてワクワクしながら持続可能に学び続けられる環境を整えます。

○　学校における指導・運営体制を強化し、「学習者中心の学び」を実現するため、市が独自に教員を採用し、各小中学校へ配置します。

○　教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。

○　授業時数の見直しと併せて、放課後に行われる児童・生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）の設定を見直すなどの工夫を行います。

○　学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地

域等と連携した運営を進めます。

○　学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。

○　職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。

○　教員以外でも対応可能な業務について、スクール・サポート・スタッフの更なる活用を検討します。

（３）教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法、学校保健安全法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

○　労働安全衛生法に基づき、１か月当たり 80 時間を超える時間外労働を行い、かつ疲労の蓄積が認められる等の要件に該当した教員に対し、産業医による面接指導を実施します。

○　一般健康診断のほか、教員の勤務状況及びその健康状態など必要に応じて、教員が産業医等による助言・指導又は保健指導を受けられるようにします。

○　50 人未満の学校も含め、すべての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善を推進します。

○　心身の健康問題についての相談窓口として、公立学校共済組合の健康相談事業と連携します。

○　年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定など、これまで行ってきた取組を引き続き推進します。

○　学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討します。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

○　取組を着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告することとします。

○　学校における教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図るためには、校長がリーダーシップを発揮し、効果的に学校マネジメントを行うことが重要であるため、その支援に向けて、外部アドバイザーなどによる支援策について検討します。

○　客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、該当職員に対して注意喚起等を行えるようにするため、勤務時間管理システムを活用します。

○　学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムの導入に向けた開発を行います。

○　教員の情報共有手段であるグループウェアシステム等、効率的に業務が進められる校務支援システムの導入を検討します。

○　教員を対象とした働き方改革に係る意識調査を実施し、取組に対する受け止めや、改革を進めるための意見や要望などを把握し、効果的な活用を図ります。
○　働きやすい職場環境を実現するため、職員室等のオフィス環境を改善します。

令和８年８月　策定
発行　鎌倉市教育委員会 学びみらい部学校人事課

〒248-8686
神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号
電話　０４６７－６１－３７９１（直通）
FAX　０４６７－２４－５５６９